

こども誰でも通園制度（仮称）に関する 予算措置関係資料

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業

成育局 保育政策課

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度補正予算：91億円

1. 施策の目的

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）の創設を見据え、試行的事業を実施する。

2. 施策の内容

- 自治体における提供体制の整備を促すため、人口規模に応じた自治体ごとの補助総額の上限を設け、その範囲内で多くの事業者が実施できるようにすることで、本格実施を見据えた形で実施する。
- 事業は、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点など様々な施設・事業（以下、「実施事業所」という。）において行い、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として実施する。
- 「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」での議論の整理などを踏まえて事業を行う。

3. 実施主体等

【実施主体】市町村（※）（市町村が認めた者への委託等可。）

※実施自治体は、実施体制等を考慮して、公募により選定

【対象児童】保育所等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児

【補助単価】①預かりに必要な経費 1自治体当たり年額

※150自治体程度での実施を想定し、以下の自治体ごとの補助総額の上限を予定。

- A. 人口100万人以上の自治体 : 132,152千円
- B. 人口50万人以上100万人未満の自治体 : 119,047千円
- C. 人口10万人以上50万人未満の自治体 : 114,932千円
- D. 人口5万人以上10万人未満の自治体 : 32,589千円
- E. 人口5万人未満の自治体 : 17,002千円

※委託料等は、こども一人1時間当たり850円を基本とし、保護者負担額は1時間当たり300円程度を標準とする。

②指導監督員の雇上げに必要な経費 1自治体当たり年額

- A. 41,066千円 B. 18,252千円 C. 9,126千円 D. E. 4,563千円

③賃借料補助（令和5年度以降に賃借により開設した事業所に限る） 1事業所当たり年額 3,066千円

【補助割合】国：3/4 市町村：1/4

※試行的事業の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な整備費及び改修費等については、就学前教育・保育施設整備交付金及び保育所等改修費等支援事業により措置。

※こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向けたシステム構築に係る経費については、別途措置し、こども家庭庁において執行する。

1. 施策の目的

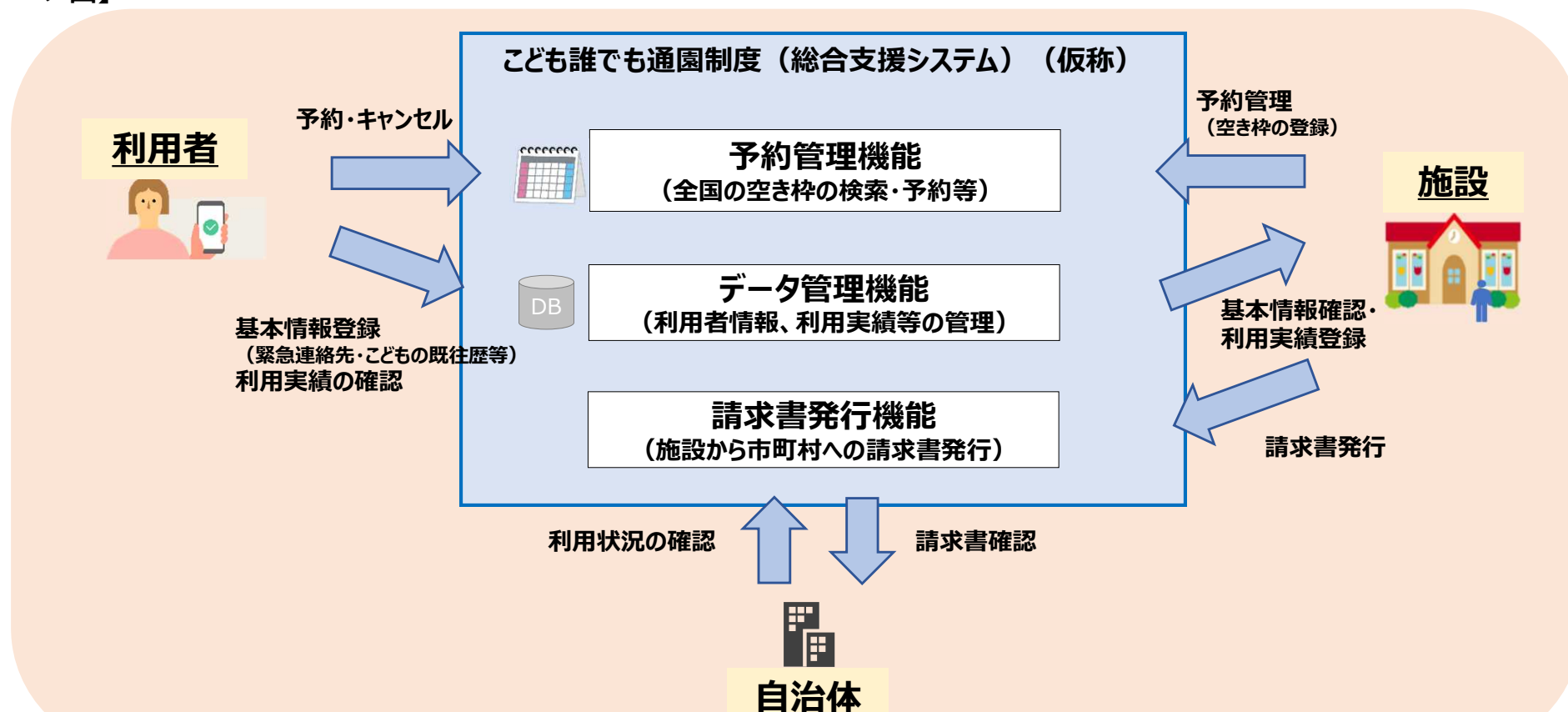
- こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向け、こども家庭庁においてシステム基盤を整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用できるようにすることにより、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図る。

2. 施策の内容

以下の機能を備えた、総合支援システム（仮称）の構築を行う。

- ①利用者が簡単に予約できること（予約管理）
- ②事業者がこどもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認できること（データ管理）
- ③事業者から市町村への請求を容易にできること（請求書発行）

【イメージ図】



※令和7年度からの運用を目指し、令和5年度中に仕様書を作成

1. 施策の目的

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。
- **今般、こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業の実施に伴い、対象事業の追加を行い、試行的事業の実施事業所の整備を可能とする。**

2. 施策の内容

【対象事業】

- ・ 保育所整備事業 ・ 幼保連携型認定こども園整備事業 ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
- ・ 公立認定こども園整備事業 ・ 小規模保育整備事業 ・ 防音壁整備事業 ・ 防犯対策強化整備事業
- ・ **こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所整備事業 ※新規追加**

3. 補正予算の要求内容

- ・ 新子育て安心プランに基づく受け皿整備等 ⇒ 255億円
- ・ 国土強靱化5か年加速化計画に基づき、保育所等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等 ⇒ 29億円
- ・ こども誰でも通園制度の受け皿整備 ⇒ 34億円

4. 実施主体等

【実施主体】 （私立）市区町村

【設置主体】 （私立）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 （公立）都道府県・市区町村
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【対象校種】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設、
こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所 等
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【補助割合】

（私立） 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4
（新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合）

（公立） 国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4

原則国1／3、設置者（市区町村）2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

※こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所の補助率は国1／2、設置者（市区町村）1／2。

1. 施策の目的

- 賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。また、こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な改修費等の一部を補助する。

(※) 都市部を中心に保育所等の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件等を活用して保育所等を設置するために必要な改修費等の一部を補助するため、平成20年度に創設。

2. 施策の内容

- 【対象事業】
- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| (1) 賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 | (2) 小規模保育改修費等支援事業 |
| (3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 | (4) 認可化移行改修費等支援事業 |
| (5) 家庭的保育改修等支援事業 | |

3. 補正予算の要求内容

- ・新子育て安心プランに基づく受け皿整備等 ⇒ 15億円
- ・こども誰でも通園制度の受け皿整備 ⇒ 3億円

4. 実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ※ ①緊急対策参加自治体、②待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

(1) 新設または定員拡大の場合

1 施設当たり	利用（増加）定員19名以下	15,210千円	（ ① 20,280千円、② 23,322千円 ）
	利用（増加）定員20名以上59名以下	27,378千円	（ ① 32,448千円、② 35,490千円 ）
	利用（増加）定員60名以上	55,770千円	（ ① 60,840千円、② 63,882千円 ）

老朽化対応の場合 1 施設当たり 27,378千円 （ ① 32,448千円 ）

(2) 1事業所当たり 22,308千円 （ ① 32,448千円、② 35,490千円 ）

(3) 1施設当たり 22,308千円 （ ① 32,448千円、② 35,490千円 ）

(4) 1施設当たり 32,448千円 （ ② 35,490千円 ）

(5) 保育所で行う場合 1か所当たり 22,308千円 （ ① 32,448千円、② 35,490千円 ）

保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,434千円

(6) 1事業所当たり 改修費等 4,000千円 礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

【補助割合】 (1)～(4)、(6) ※(6)は私立の場合 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4
 (5)、(6) ※(6)は公立の場合 国：1/2、市区町村：1/2

(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合)

(1)～(4) 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体1/4 (5) 国：2/3、市区町村：1/3

1. 概要

- ・補助金等の交付を受けて取得した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し・譲渡し・貸付する場合等には、「財産処分」の承認手続きが必要であり、原則として、国庫納付が必要となる。
- ・一方、こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業（以下、試行的事業という。）について、多様な場所で取り組むことを推進する観点から、2. で定める取扱いにより、財産処分手続きの弾力化を図ることとする。 ※ こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分承認基準等の関連通知の改正

2. 試行的事業に活用する場合の財産処分の取扱い（案）

- ・保育所、小規模保育事業所等の空き部屋を試行的事業の実施場所として転用（※1）する場合、包括承認事項（※2）とし、国庫納付を不要とする。
 - （※1） 使用者の変更を伴わず、補助金の交付の目的と異なる目的に使用すること。
 - （※2） 書類の提出を以て、財産処分の承認を得ること。
 - （※3） 地方公共団体以外が行う転用に関して、財産の経過年数が10年未満の施設にあっては、転用後も補助金を受けた当初の事業を継続したうえで、空き部屋等のスペースを試行的事業に一部転用する場合に限る。

※ 地方公共団体以外が、財産の無償譲渡（無償での所有者の変更）及び無償貸与（無償での所有者の変更を伴わない使用者の変更）を行う場合、財産の経過年数が10年未満では、事前承認を必要とし、国庫納付が必要となることがある。

※ このほか、交換、取壊し、廃棄等についても事前承認を要する。

※ 補助金等の交付を受けて取得した保育所等に関して、本来の業務に支障のない範囲（業務時間外や休日など）で試行的事業を実施する場合には、一時使用として従前より「財産処分」の手続きは要しない。「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について（通知）」（令和3年3月31日子発0331第9号厚生労働省子ども家庭局長ほか連名通知）

3. 今後の見直し

- ・ 令和5年度中に関連通知を改正し、各自治体を通じ、過去に補助金等の交付を受けて整備した既存の保育所や小規模保育所等を試行的事業に活用する場合の取扱いについて周知する。
- ・ 既存の保育所等の空き部屋等を活用するなどして試行的事業を実施する場合には、本件内容を踏まえた財産処分手続きを行うことを検討いただきたい。
- ・ なお、令和7年度以降の制度化後も同様の取り扱いを継続予定。